

ニューヨーク市の経済社会活動の再開と抗議活動についての注意喚起（6月8日）

1 本6月8日より、ニューヨーク市では、79日ぶりに経済社会活動が再開（第一段階）されました。一方、ニューヨーク市内では、報道によれば以下のような抗議活動等が本日も引き続き予定されています。当館管轄内の他の地域においても抗議活動が開催される可能性があることから、報道等を通じて最新情報を確認してください。

（1）クイーンズ

- 14:00 Supreme Court (Sutphin Blvd) (RALLY & MARCH)
- 14:30 [125-01 Queens Blvd \(Kew Gardens Criminal Court\)](#) (MARCH)
- 15:30 34th Ave & 69th St. (MARCH)
- 17:00 [95-16 Rockaway Beach Blvd](#) (PROTEST)

（2）ブルックリン

- 13:00 Fort Greene to Borough Hall (MARCH)
- 14:00 One University Plaza (PROTEST)
- 14:30 Borough Hall (MARCH)
- 15:00 130 Livingston Plaza (PROTEST)

（3）マンハッタン

- 14:00 1 Police Plaza (PRESS CONFERENCE)
- 16:00 Washington Square Park (MARCH)

（4）ブロンクス

- 14:00 161st Courthouse (PROTEST)
- 14:30 Bronx Supreme Court (PRESS CONFERENCE)

2 クオモ・ニューヨーク州知事は、抗議活動において他者との一定の距離が取られていない場合、新型コロナウイルスの感染状況を悪化させる可能性について指摘しています。在留邦人及び当地滞在中の邦人の皆様におかれては、報道等により最新の情報の入手に努めるとともに、不急不要の外出は避け、抗議活動や集会等、人が集まっている場所等を見かけた場合は決して興味本位で近づかず、その場から速やかに離れるようにしてください。万が一、警察官から職務質問を受けた際には素直に応じるなど、警察官から指示を受けた場合には従うようにしてください。

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLから所定の用紙をダウンロード後、(212)888-0889 までご連絡ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](#), 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
